

グリーンファイナンスモデル事例創出事業 概要

本事業を通じて特に環境面においてモデル性を有すると考えられるグリーンボンド(GB)、グリーンローン(GL)、サステナビリティ・リンク・ボンド(SLB)、サステナビリティ・リンク・ローン(SLL)及びインパクトファイナンスのモデル事例を創出する。

◆ 本事業の公募対象となる事例

・ フレームワークの策定者と資金調達者が同一の場合

- A) GB・GLガイドラインに適合又は準ずるGB又はGLの調達又は発行事例
- B) SLB・SLLガイドラインに適合又は準ずるSLB又はSLLの調達又は発行事例
- C) インパクト評価ガイド等を踏まえて実施するインパクトファイナンスの事例
(ただし、特定するポジティブなコアインパクトとして環境面のインパクトを含むものに限る)

・ フレームワークの策定者と資金調達者が異なる場合

- D) GB・GLガイドラインに適合又は準ずるGB又はGLで資金調達を行うためのフレームワーク策定に係る事例
- E) SLB・SLLガイドラインに適合又は準ずるSLB又はSLLで資金調達を行うためのフレームワーク策定に係る事例
- F) インパクト評価ガイド等を踏まえたインパクトファイナンスによる資金調達を行うため為のフレームワーク策定に係る事例 (ただし、特定するポジティブなコアインパクトとして環境面のインパクトを含むものに限る)

◆ モデル事例に応募することができる者

- ・ A) ～ C) 国内の独立行政法人、地方公共団体その他の公的機関、国内に本店または主たる事業所を有する法人等
- ・ D) ～ F) 国内の独立行政法人、地方公共団体その他の公的機関、国内に本店または主たる事業所を有する法人、国内の金融機関・投資家等

グリーンファイナンスモデル事例創出事業 概要

GB等ガイドライン※又は各種原則に適合又は準じ、特に環境面においてモデル性を有すると考えられるGB、GL、SLB、SLL及びインパクトファイナンスの取組事例について、公募を行い、選定されたモデル事例に関して適合性確認等を実施し、情報発信することで、国内においてグリーンファイナンスの更なる普及を図る。

◆ 本事業の流れ

(1) モデル事例の公募

公募期間：2026年10月15日（木）～2027年1月29日（金）17時

※予定している4事例程度を選定した時点で受付終了とします。

(2) モデル事例の選定

書面審査及び有識者等で構成される審査委員会による審査を経て、モデル事例を選定。

(3) 適合性等の確認

環境省が選定した委託事業者から再委託された事業者（以降「確認機関」という。）が、環境省の指示の下でGB等ガイドライン等への適合性等を確認。

※確認機関については、グリーンファイナンスサポーターズ制度における外部レビュー部門の登録機関の中から指定することが可能です。

※トランジション・ファイナンスの要素を含むモデル事例の場合、トランジション・ファイナンスの要素については、GB等ガイドライン等との適合性等の確認の対象外となります。

(4) 情報発信

選定されたモデル事例について、GB等ガイドライン等との適合性等の確認の結果を公表予定。

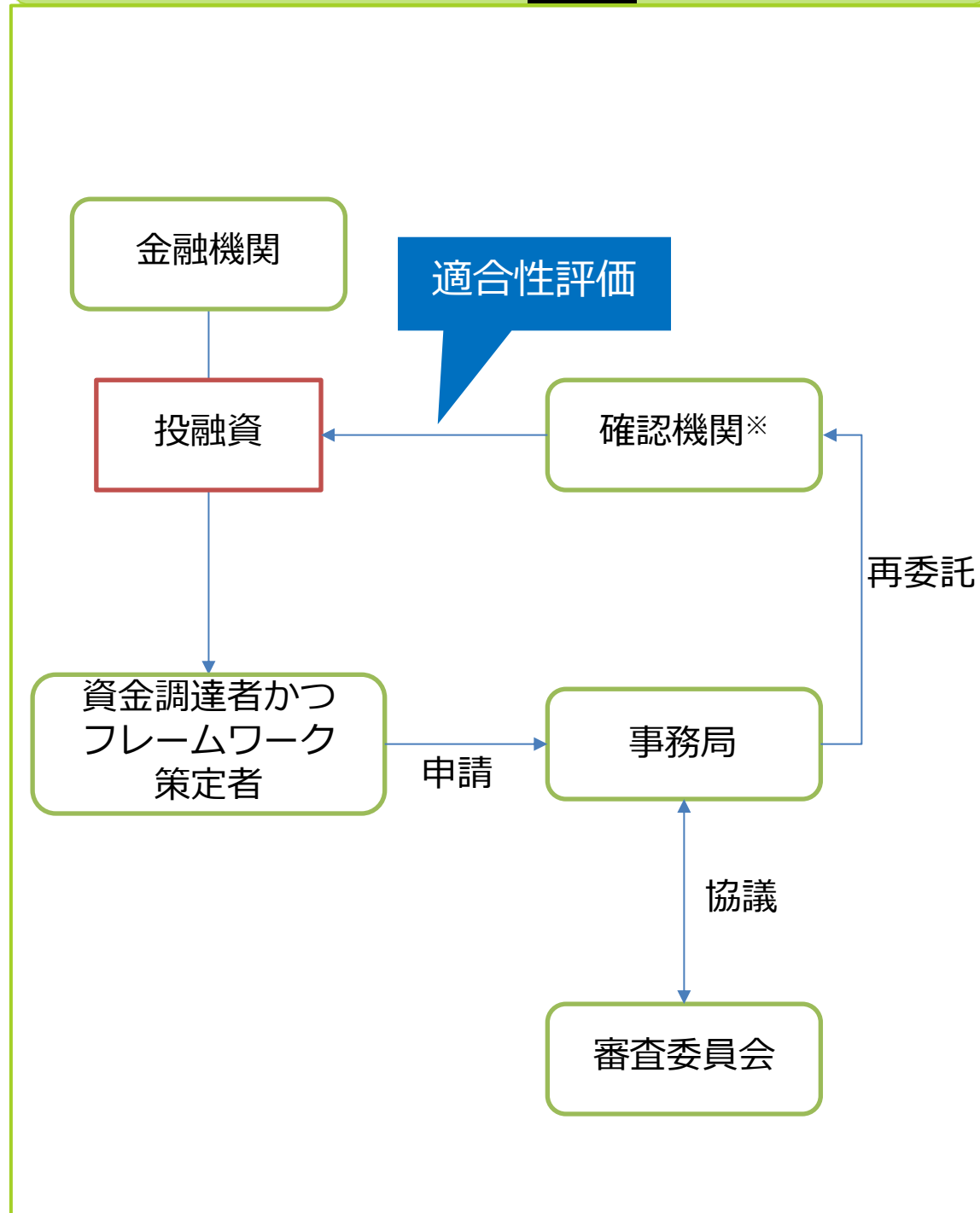
また、モデル事例については、その旨の公表等（環境省ホームページ、グリーンファイナンスポータルへの掲載等を想定）を通じて情報発信を予定。



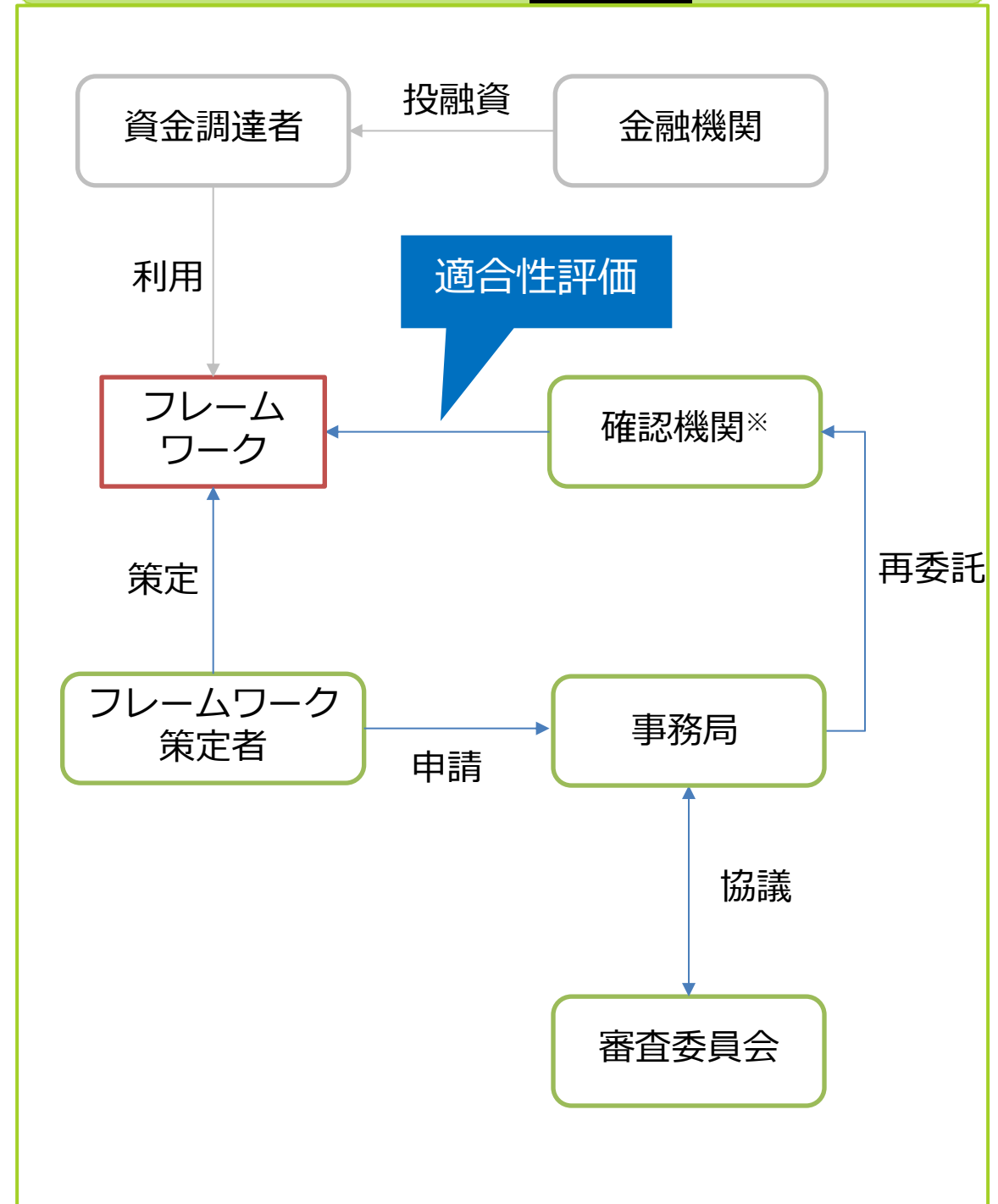
(※) 環境省「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン」（2026年版）、
「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」（2026年版）

グリーンファイナンスモデル事例創出事業 実施スキーム

フレームワークの策定者と資金調達者が同一の場合



フレームワークの策定者と資金調達者が異なる場合



※令和8年度グリーンファイナンスモデル事例創出事業に係るモデル事例の本件GB等ガイドライン等への適合性等確認業務を中立的かつ公正に実施する者として環境省が別途入札により選定した委託事業者から再委託された事業者。なお、確認機関はグリーンファイナンスサポーターズ制度の登録機関の中から応募者が指定可能。

グリーンファイナンスモデル事例創出事業 評価基準

- ✓ 書面審査及び**審査委員会による審査**を行い、**4事例程度のモデル事例を選定**します。
- ✓ モデル事例の選定にあたっては、以下のような点から我が国におけるグリーンファイナンスの更なる普及に資するモデル性を、国際的な観点も踏まえて**総合的に評価**します。
- ✓ **資金調達又は資金提供の実施については2027年度以降でも可**としますが、**資金調達又は資金提供の実現性の観点も含めて評価**を行います。

A)及びD) GB・GL

- ✓ 資金調達者のサステナビリティ経営の高度化が図られている
- ✓ 資金使途の事業が複雑化・多様化する環境課題（生物多様性、資源循環、気候変動適応等）への対応など先進性がある
- ✓ 資金使途の事業が社会課題・地域課題の解決にも繋がる
- ✓ 貸付又は債券の特性に工夫があり、市場のリーディングケースとなる 等

B)及びE) SLB・SLL

- ✓ KPIが資金調達者の中核となる事業戦略にとって重要である
- ✓ KPIが環境面において大きな正のインパクトを有している
- ✓ KPIが複雑化・多様化する環境テーマを取り込んだ先進的なものになっている
- ✓ KPI達成が社会課題・地域課題の解決にも繋がる
- ✓ SPTsが自社の過去実績、業界水準や国・地域・国際的な公式目標と比較して野心的である 等

C)及びF) インパクトファイナンス

- ＜包括型の場合＞
 - ✓ 資金調達者のサステナビリティ経営の高度化が図られている
 - ✓ 環境面における先進性、多様性、有効性、効率性、倍率性、追加性※の観点から、大きな正のインパクトを有している
 - ✓ 「インパクト測定・マネジメント」の体制や手法に先進性、模範性がある 等
- ＜特定型の場合＞
 - ✓ 狙うインパクトが環境面で先進性、有効性、効率性、倍率性、追加性があり、かつ、市場への波及効果が大きい
 - ✓ 狙うインパクトが社会課題・地域課題の解決にも繋がる 等

※「多様性」とは、多様なポジティブ・インパクトがもたらされるか否かをいう。
「有効性」とは、大きなインパクトがもたらされるか否かをいう。
「効率性」とは、投下資本に比して大きなインパクトがもたらされるか否かをいう。

「倍率性」とは、公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか否かをいう。
「追加性」とは、追加的なインパクトがもたらされるか否かをいう